

南幌町議会まちづくり特別委員会記録

【第 18 回】 令和 年 第 回議会（定例会・臨時会） （開会中・休会中・ 閉会中 ）			
会議日時	令和 6 年 1 0 月 3 1 日 午前 9 時 3 0 分開会 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 午前 1 1 時 3 7 分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員 1 0 名中 1 0 名出席		
出席人員	西股 裕司	家塚 雅人	湯本 要
	星 真希	熊木 恵子	佐藤 妙子
	細川美喜男	加藤 真悟	石川 康弘
	高橋 修平		
上記以外の出席者	側瀬 議長		
欠席人員			
説明のため 出席した者			
付議事件	【報告事項】 ①総務常任委員会 ②産業経済常任委員会 ③議会運営委員会 ④広報特別委員会 ⑤一部事務組合 ・長幌上水道企業団議会 ・南空知公衆衛生組合議会 ・南空知葬斎組合議会 ・南空知消防組合議会 【協議事項】 （１）ハラスメント条例の制定について （２）議会報告懇談会の開催について （３）各委員会任期に係る条例の改正に係る委員会の所管について （４）マニフェストの制定に向けた経過報告 （５）署名の取扱いについて （６）その他		
傍聴者	2 名（評価提言者：丹藤、加藤）		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

南幌町議会まちづくり特別委員長

第18回南幌町議会まちづくり特別委員会会議録

(R6.10.31 9:30～11:37)

局長 ただいまより第18回南幌町議会まちづくり特別委員会を始めてまいります。始めに当たりまして、西股委員長から御挨拶をお願いいたします。

西股委員長 皆さんおはようございます。10月も今日で終わりということで、ちょっと寒いような感じもしておりますが、今日は全員が集まった中で重要な案件についてこれから協議していきたいというように思っております。本日は協議事項5件と報告事項等を進めるということでございますので、できるだけ短い時間の間で凝縮して進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは本特別委員会は本日1日の日程で行います。委員各位に申し上げます。発言を行う場合には挙手をして、委員長の許可を得てから発言をしてください。質問は要点を簡潔明瞭に発言してください。また、私語は慎むようお願い申し上げます。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をお願いいたします。傍聴の方をお願いいたします。私語や談笑などを慎み、本委員会の運営に支障を来さぬよう傍聴規則を遵守して傍聴されますようお願いいたします。

本日の出席委員は10名です。なお、議長も出席していただいております。直ちに会議を始めさせていただきます。

【報告事項】

西股委員長 それでは、まずは報告事項でございます。各委員会の報告ということで総務常任委員会のほうからお願いいたします。

熊木委員 総務常任委員会は、昨日30日に開催しました。所管調査事項は、小中学校のスクールバスの将来を見据えた推計についてということで、以前から教育委員会にお願いしていました。それで、推計がまとまったのでその説明をしていただきました。質疑をした中でまだもう少し説明に加えて資料を提供してもらいたいという意見が出されたので、また次回に話し合っていきたいと思っております。それから2番目に、前回9月に西町町内会の自主防災の見学と参加をしました。今度は緑町町内会が11月17日の午前10時から開催するということで、その参加について委員の意見を取りました。それで、参加はするんですけども、防災食の準備もあるということで、そこまでは参加しないで、おおむね1時間くらいの参加で終えたいということで、意見としてまとめました。それから空き地の雑草の現地調査は、7月に一度正副委員長が同行して行ったんですけども、2回目の10月については担当課が実施していますので、その報告を受けました。前回雑草がそのままになっている状況が5か所あったんですけども、7月の調査のあとに文書を送ったりした中で、2か所については依頼もあって、整理されています。ただ、残り1か所がなかなか連絡のつかない所があるということで、これからそういう戸数が増えていかなければいいなということをみんなで話しました。それから今後の予定についても話をしまして、町立病院の院長先生との懇談を予定しています。日程も調

整したんですけれども、ちょっと今都合が悪くなったりして、また再度日程調整をします。あとは、昨年夕暮れ時の通学路の状況を現地調査したんですけれども、今回はどうするかという話もしました。その中で、夕方の調査ではなくて、冬場に雪が降ってからのことを調査したほうがいいのではないかということで、1月か2月くらいに計画していきたいと思っています。また、保健福祉課との懇談も少し時期がずれていたんですけれども、それについても懇談しようということを話しています。ですがまだ日程は決まってはいません。以上です。

西股委員長 何か質問ありますか。(なしの声)

なければ産業経済常任委員会をお願いします。

石川委員 産業経済常任委員会ですけれども、明日11月1日の午後に開催するということで予定しております。内容としましては、年度当初に皆さんから話が出ていました調査項目として3点ほどピックアップした中で、それについて協議する予定です。先に副委員長と一緒に担当課のほうから話を聞きまして、それについての内容をまとめたものを委員の皆さんに報告するということになります。一つは町内の古民家の現況についてお話をしていきたいと思っています。また、移住体験住宅の利用状況ということで、それについてもいろいろ現状についてお話を聞いたところですので、それを報告いたします。また、はれっばが2年目を迎えて、その利用状況についても皆さんで協議をしていただいて、話を進めたいというように思っております。以上です。

西股委員長 何か質問ありますか。(なしの声)

なければ次に、議運のほうお願いいたします。

佐藤委員 議会運営委員会です。皆さんのところにまち特別委員会報告事項と書かれた資料があると思うのですが、それに基づいて御報告させていただきます。10月25日に議会運営委員会を開催しました。10月4日と7日に開催したしゃべり場について、開催後の感想、改善点、気になったところの意見を出し合って、次の開催に向けて協議いたしました。また、2番目として各自の参加者の意見等を皆様に配付済みであります。今後の参考にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それで、しゃべり場開催後の意見、改善点などを議運の中で協議いたしました。今回のしゃべり場では合計7名が参加いたしましたが、その中で意見が出たのが、対面ではなくてグループ対話がよいということ、1日2回ではなく1回でよいのではないか、一対一の対話になったので椅子の配置を変えるなどを改善した、1人に対応する時間が長かった、個人的な意見を求められた、開催場所が人目につきやすいということで今後考えていったらどうかということ、テーマを設けてはどうか、1月に1回の実施でよいのではないかというような意見、改善点などの話が出されました。それに基づいて今後また協議していきたいと思っています。

それで、第2回目のしゃべり場については、開催日時は12月19日の木曜日、10時から12時と13時から15時の2回でやっていきたいと思うのですが、どうしても話しているうちに12時を過ぎたとしても、12時になったので終わりますという形にしないでお話を聞いて、常に10時から15時までには人がいるという

形にしていきたいなと思っております。場所は同じくあいくるです。人員配置としては、次の１２月４日の議運までに決定したいと思います。以前のように皆さんから時間の希望を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

西股委員長 今のしゃべり場の関係について、何か質問等ありませんか。(なしの声)

それでは広報委員会お願いします。

細川委員 それでは広報特別委員会から報告いたします。広報特別委員会は、１０月７日に議会だよりの構成、町民アンケートの関係、議会報告懇談会について協議しております。

その次に１０月１７日、議会だよりの最終校正と町民アンケート、それから議会報告懇談会について最終の検討をしております。なお、１１月１４日に議会報告懇談会についての最終打ち合わせということで会議を行う予定です。

なお、この場所を借りてお願いなんですけれども、明日から町民アンケートの回収が始まるということで、１か月間あるわけなんですけれども、議員の皆様が所属する団体等がありましたら協力していただけるように声掛けをしていただきたいと思います。本日この会議終わってから私のほうでアンケートの投函箱と予備のアンケート用紙を各投函場所に配置してくる予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

西股委員長 広報の関係で質問はありませんか。(なしの声)

なければ一部事務組合のほうに移ります。

細川委員 公衆衛生組合ですけれども、施設調査ということで、昨日道央廃棄物処理場の焼却炉として工場一式を全部調査しております。その後は懇談会ということで、各町のごみ処理等で問題はないのかということで懇談会を行っております。以上です。

家塚委員 南空知消防組合の関係ですが、１０月２９日に議会を開催しております。議案は令和６年度補正予算、令和５年度の歳入歳出決算認定について、いずれも原案どおり可決しております。以上です。

西股委員長 ほかに一部事務組合の関係で報告される方はいないですか。(なしの声)

それでは協議事項のほうに移ります。

【協議事項】

(１) ハラスメント条例の制定について

西股委員長 それでは協議事項の１番目、ハラスメント条例の制定についてということでございます。この件につきましては、前回皆さんに原案を出させていただいております。皆さんに見ていただいて、この部分が悪いんじゃないとか、その辺を見ていただきたいなということで渡しているわけなんですけど、結果について皆さんどうでしたでしょうか。

湯本委員 防止条例の第２条の定義のところなんですけど、(１)の条項が、ハラスメント、まあこれでいいんですけど、言葉、行為等により相手を傷つけ苦痛を

与える行為、不快にさせる行為または不利益を与える行為というのが、非常に幅が広くて、受けている本人がそう認識すればこれが通ってしまうということになってしまいますよね。一応条例ですので、相手を傷つけたことがハラスメントに当たるかどうかということの定義が必要なので、できればここに個人の人格もしくは産業医もしくはうんぬんといったような形で、客観的に判断できる条項がないと、争いになった時に私が傷ついたから、もうこれはハラスメント条例の適用だという形になってしまう可能性があるので、少しこの文言を変えたらいいかなというように思います。この部分だけです。

西股委員長 定義の関係で今言われたのですが、いかがですか。そのほかでもあれば言っていたきたいのですが。

家塚委員 若干参考までにお知らせしたいと思うのですが、このハラスメント条例が全国でどのくらいできているかということで見ましたら、地方自治研究機構という一般社団法人で、ネットで見れば出てくるのですが、10月14日現在で制定しているのが67団体の68条例です。この中には都道府県もありますし、市町だけの部分もあるのですが、議会が発議してできた所が大体60数件ほどあります。だからまだまだこれからなのかなと思います。ただ、市町自体は要綱だとか規則の中で、そういうハラスメント関係を制限していくというやり方が主なのかなと。それで、道内をみると3つの自治体で、愛別町と倶知安町と近くの恵庭市議会で制定されています。この中で早いのが愛別町で、令和4年にできているんです。そのあとに恵庭市と倶知安町と続いてできています。

それでちょっと言いたいのは、3条の議員の責務とあるのですが、議員の責務の1項目の下段に、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならないということになっているんですね。努力というか、そういう文言で整理をしているのですが、ほかの所の条例を見ると、最近令和5年、6年にできた条例の中ではもう一步踏み込んで、ハラスメントをしてはいけないという文言で整理をしているところがあるんです。今いろいろ社会の中でもこういうハラスメントが取り上げられているので、もう一步踏み込んだ形で検討してはどうかということで、先ほど言った地方自治研究機構の中で全国の条例を見ることがができますので、皆さんも帰った後に見ていただければ参考になるのかなと思います。以上です。

西股委員長 今2点ほど、定義の部分と議員の責務ということで意見があったわけなんですけど、そのほかに皆さん意見はありませんか。いろんな所のものを見ていくと、一つ一つのハラスメントの種類を記載して、これについてはこうだ、これについてはこうだというような形の定義をしている所もあるにはあるんです。ただ、ちょっとここではぼやけさせるような形でつくったというのが一つです。やはりこの中で一番考えていただきたいのは、議会の措置ということで第7条です。この部分は何かという、ほかの所は大体どこかで罰則の懲罰委員会なりを設置して、その中で審議しますという形になるのですが、南幌町は今ある政治倫理条例の第6条に基づいて委員会を設置したらどうかというように考えております。ですからその辺もどのように扱うかということを見ていただいたほうがいいかなと思います。今言われた定義の部分ですとか責務の部分については、皆さんに先月渡しています

から一通り見ていますので、それらについての御意見を聞かせていただきたいと思います。いかがですか。

石川委員 今提起された3点については、私もそれで適切かなと思います。第7条の中でやっている政治倫理条例ですが、うちの町は倫理条例があるだけに、それをリンクさせてやるということは大事なことです。そういった面ではこれを明記したことはよろしいかというように捉えておりました。

それで、最初に言われました第2条のお話ですけれども、いろんな捉え方があるということではもう少し具体的に、その人によってこれがハラスメントだということを捉えることがいろんな面で拡大解釈される可能性もあるので、そこはやはりもう少しあらし方を変えてみてもよろしいのかなという感じはいたします。どのような表現というのはちょっと言いあわせませんけれども、先ほど湯本委員のおっしゃったような表現でもよろしいのかなと思いますし、再度それについては煮詰めてはいかがかなと思います。

側瀬議長 1点ちょっと、ハラスメントといったらもう今盛んに言われているので、いろんな意味で理解はしているのかなと。だけど間違った理解をしている人も多いんじゃないのかなと思います。だからやはり日本語で明記する部分も必要ではないかなと。ハラスメントは何かということで調べたんだけど、やはり嫌がらせ。だからハラスメント防止条例のどこかに、ハラスメントの所に括弧を入れて、一番初めに嫌がらせという言葉を入れたら、いろんな意味を持って意外とわかりやすくなるのかなと。そういうふうに自分は感じて、その文言を入れたらもっと自分たちも住民もわかりやすいんじゃないかなと思います。その中にはいろいろ分別されるかもしれないんだけど、横文字が自分はあまり好きではないので、嫌がらせといったら大体はどういう意味かというのがわかるから。だからどうせつくるならそういうのがあったほうがいいんじゃないかなと。

西股委員長 この定義の中の1番というのは、パワーハラだよというのがすぐわかるような感じにはなっているんですけどね。書いてはいないんだけど。

湯本委員 条例なのである程度しっかりした、例えばこのハラスメント条例に基づいた訴えが現に出たり、ハラスメントを受けるとするのはどういう場合かということになると、言葉込みでここでは先ほど言った相手を傷つけるというのは、傷つけるだけだったらもう本人が嫌だと思ったらその場で成立してしまうということになってしまいます。条例や法令のつくり方というのは結局客観的な確認が必要になるので、個人の人格もしくは尊厳を著しく傷つけるとか、そういう文言が入ると法律的な解釈で、現段階で人格をどれだけ傷つけたのか、尊厳を傷つけたあとどうなのかという、最後の定義があるんです。その定義に基づいて、それがこのハラスメントの条例に適用するかどうかということの客観的な判断はできるんだけど、ここでは相手を傷つけ苦痛を与える行為といったら、もう本人がそう思ってしまえばそれで済んでしまうので、その部分はちょっと変わるかなと。

あとは全体として、パワーハラスメントというのは、セクハラとかマタニティとかいろいろ項目がずっと横並びになっているんだけど、それはここは優しい言葉でそういうことを使わないで条例を書いているので、ここはそれでいいのかなという

ように思います。全体としてはすごくわかりやすいように書いているので、その不足部分だけ直すのと、先ほど家塚さんが言ったように、今全体としてはハラスメントに対する関心も高まっているし、条例やなんかももう少ししっかりと出ているので、曖昧な言葉ではなくてそこを義務化したような、努めなければならないので努めるとか、そのような形で締める条例にしたほうがいいのかと思っています。

西股委員長 後ろのほうの議会の措置の所に、そういうことがあった場合の部分はほとんど入れてあるんですね。ですから、何かあった時には誰かに伝えと。そして両者からとりあえず全部確認を取りますよというように、一つ一つのやり方をここで明確に書いてありますから、これはこれでいいのかなと思っていますよね。そして、その中でも今度は政治倫理条例の中で委員を立てて協議していくというような形になるので、そんなにおかしくはないかなというようにには思うんですけども。

あとは言葉を入れるうんぬんという部分では、その文言を皆さんのほうから出していただいて、それをあわせて一つのものにするという形でも構いませんので、どんどん提案していただければと思います。正直な話、公選で選ばれた人はこれが該当するんだよというように持っていきたかったんですけども、町は規則、規程のほうで全部やるので、議会だけでやると。

側瀬議長 いろいろ今出たので、ここでどうこうではなくて、来年の春なら春に向けてもう少し協議してください。あとはそれぞれ家塚議員みたいにきちんと調べている人や、ただ見ているという人もいていろいろと温度差があるので、真剣に見てきてください。

西股委員長 それでは今日いろんな意見が出ているんですけども、追加でこういう文言を入れたらいいんだというものをそれぞれ出していただいて、次の委員会の中でまた協議していくという形でいかがでしょうか。

側瀬議長 最後にこの附則ではこうなっているけど、次も変えていけるんだというスタイルも入ると、これが最終的なものではないんだと。だんだんそういうものをつくっておくといいんじゃないかなと。書いてあるには書いてあるんだけどね。

西股委員長 それともう一つは、政治倫理基準等にハラスメントを追加しなければならないということで、倫理規程もあわせて直さなければならないということにもなりますので、連動させるということで、そういうふうに思っています。ハラスメントについてはそういうことでよろしいでしょうか。(はいの声)

では次回までに各自からの案を出してください。

(2) 議会報告懇談会の開催について

西股委員長 それでは次に議会報告懇談会の開催について、広報委員長のほうからお願いします。

細川委員 それではホチキス留めした資料と、後から追加で配った議会の動きと町の情報という資料を見ていただきたいと思います。まず1枚目なんですけれども、案内のチラシになります。今回は2会場で開催しますので、下のほうに11月17日の2時からと6時から、あいくるとふれあい館の案内をあわせて、チラシを

配布したいと思います。なお、防災無線でも流したいと思いますのでよろしくお願いいたします。それから次のページなんですけれども、議会報告懇談会（案）というのがあります。こちらは前回説明したものと同じなんですけれども、前は夕張太ふれあい館の関係が載っていませんでしたので、その部分を追加しております。前回の説明どおり、ふれあい館につきましては従来の懇談会の方式で行うということで考えております。そして4ページ目に、夕張太ふれあい館の会場図（案）ということで、通常どおりの形で今回は35席を用意し、不足時はすぐ椅子が出せる状態にして準備してはどうかということで考えています。それから次のページの集約表なんですけれども、こちらは記録の方が使用する用紙になります。当日用意しますので、こちらを使って記録していただきたいと思います。次のページなんですけれども、1枚目があいくるの開催の資料の表紙です。その裏が、夕張太ふれあい館で行うほうの資料の表紙となっております。なお、資料で今できておりますのは議会の動きの部分だけで、委員長さんの御協力のおかげでこのように出来上がっておりますが、現在修正が2か所ほど出ておりますので、その部分を修正して当日を迎えたいと思っております。今言われているのが、産業経済常任委員会の産業振興課の部分です。3点目の南幌温泉の改修工事の所なんですけれども、南幌温泉改修工事、各施設の工事の部分で修正がかかるということと、議会運営委員会の④番の議員マニフェストについては、これを外すということで修正しますのでよろしくお願いいたします。なお、1枚目表紙の写真は後日変更と書いているんですけれども、ここは今日会議しているような状況の写真を撮っていただいて、それを入れるということで考えております。

それから最後になりますが、一番最後のアンケートの関係で、横並びでアンケートがついています。右側のほうが前回のアンケートということで、今回行う議会に関するアンケートと内容が重複しておりますので、今回新たに作ったのが議会報告懇談会に関するアンケートということで、あくまでも議会報告懇談会にかかっている内容で、感想も含めてアンケートを取るという形で考えています。あとは意見要望として、開催方法とかいろいろあるんですが、その辺を聞くというような形でアンケートをしてはどうかということで、これはよければこのままいきたいと考えています。以上です。

西股委員長 今説明がありましたが、全体を通して皆さんから何か質問はありますか。特にないようであれば、最後のアンケートの関係で、今回はこれでやるということです。今持っているアンケートでよろしいかということなんです、皆さんよろしいですか。（はいの声）

よろしいということなので、このとおり進めます。そのほかで町の情報ですとか議会の動きの関係で修正があれば、いつまでに言えばいいですか。

細川委員 7日くらいまでをお願いします。

それと一つ忘れていましたが、町の情報の部分についてです。作成はしているんですけれども、現在の数字の情報や内容的なものを町の担当に確認していただいています。前から言われていたんですけれども、そういう情報提供を求める時は議会事務局を通じてということですので、議会事務局を通じて町長宛てから課長のほう

に確認していただくという形を取っています。その回答を7日までということをお願いしていますので、その後作成するという形になりますのでよろしくお願いいたします。

西股委員長 ほかに何かありますか。(なしの声)

(3) 各委員会任期に係る条例の改正に係る委員会の所管について

西股委員長 それでは次の常任委員会任期に係る条例の改正に係る委員会の所管についてということで、12月の定例会において、いよいよこの委員会条例の一部を改正するというところで進めるわけですが、それにあわせて委員会条例の中の常任委員会の名称、委員会の定数及びその所管という部分を変えたらどうかという案がありましたので、これについて協議していきたいと思っております。今、総務の関係というよりも産経のほうで、まちづくり、産業、それと都市、農業委員会の4つの所管を持っているわけなんです、そのほかの所管については全て総務委員会になっております。その部分をどのようにして平準化を図るのがいいのかという話になります。ただ、これを調べてみますと選挙管理委員会ですとか監査委員、公平委員会の部分というのはほとんど総務課ですとか、住民課ですとか、そういう所にくっついているような形のものが多くということで、それだけを切り離してもどうなんだろうということ考えてたらどうかというように思っております。個人的には、思い切りやるのであれば、例えば町立病院を振って替えるかというような話になってしまうんだけど、ただ、ここに付随している選挙管理委員会や監査委員会はほとんど邪魔にならないのかなと。

熊木委員 私もこれを見ていて、選挙管理委員会については、3月に投票率の関係で総務も議題に乗せてやったんですけれども、どれを切るというのも難しいのかなと。税務課と固定資産評価委員会とかは連動するので、そちらを産経に持っていくのはどうかとか、いろいろ思ったりしたんだけど、ちょっとまとまっていないです。

側瀬議長 産経の所管は経済だから、そういう関係で税務とかは完全に振ってけるし。税務は完全に経済ということで産経に持っていっても問題ないと思うんだけど、あまり分野でそれを持っていってからの、平準化にはなっていないだろうけど。

西股委員長 そうすると、大きな所管課としては5つになります。税務課と固定資産がくっついて動いてしまえばそれで大体いいところかなとは思いますが、よろしいですか。(はいの声)

ではよければ、税務と固定資産が今度は産経のほうに移るということで、これもあわせて12月の定例会の中で改正するというところで進めます。

(4) マニフェストの制定に向けた経過報告

西股委員長 それでは4番目のマニフェストの制定に向けた経過報告ということで、家塚副委員長からお願いいたします。

家塚委員 それでは皆さんの御手元に、議会マニフェスト(案)ということで整

理させていただいたものをお配りしていますが、これはあくまで現在協議中の部分です。先月のまちづくり特別委員会で、11月号の議会だよりの掲載内容でお知らせした部分が、この一番左側の方向性の開かれた議会を目指して、それと改革項目ということで4点ほど。あとはマニフェストをつくる目的を皆さんにお示しをさせていただいています。それで、この小会議の4回目を10月17日に開催して、そのあとに重点項目と重点的取組を協議させていただきました。ただ、まだ不十分なところがあるので今日皆さんにお示しして、こういうものも加えたらどうかというものがあれば、御意見などをお聞かせ願いたいと思っています。まだ来月11月の小会議開催日程は決めていませんが、中旬以降ということで考えていますので、それまでに皆さん方から御意見をいただきたいと思います。下の部分は議会としての課題を5点ほど載せていますが、これを上の部分に加えていくかどうか今後協議していきたいなと思っています。そんなことで、今までの途中経過を含めて説明をさせていただきました。皆さんから御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

西股委員長 今、11月の議会だよりのほうにこの改革項目から左の部分が載ったような形になっているんですけども、今回初めて重点項目と具体的取組を示させていただいております。これもいろいろ協議した中でこういうふうに出しているわけなんですけど、まだまだ皆さんからの意見を聞いた中で、もっと深くやっていきたいとも思っております。1点1点皆さんと協議していくというようなこともなかなかできないのですが、意見は吸い上げてやっていきたいなとも思っております。それで、11月の連休明けの10日くらいまでには、こういうものも足してほしいんだというものがあれば事務局に出していただければと思いますけれども、それを見た中で重点項目なり具体的な取組なりを、また小委員会のほうで打ち合わせしていきたいというように思っております。この進め方等についても皆さんの御意見を聞きたいなとも思いますが、いかがですか。

側瀬議長 具体的な取組の、身近な議会活動の中で、子ども議会はどんなのかなというのを自分は思っているんだよね。あくまでも開催する流れをつくるのは議会でもいいんだけど、それが本当に身近な議会活動なのかというのが。身近なというのが、もっとこの前に何かあるような気がして、あえてそこなのかなと。身近な議会ってそういうことではないんじゃないのかなという気がするんだけど。小・中学校と書いているんだけど、小・中学校も予定を組んでいて、なかなかここに入れていくとなったら、もう今からやっていかないと入っていかないんじゃないのかなと。

西股委員長 実際はやはりそういうふうになるんですけども、ここの身近なというのは、親しまれるような議会をというような感じなんですよね。それを身近なという言葉の中に入れたんですけど。

側瀬議長 あえて具体的な取組の中に明記してしまうと大変じゃないのかなと。

西股委員長 それでこの主権者教育の推進というのが、何をやるんだろうというのが我々も悩んだところだったんです。だから主権者教育の推進というものに対して何をやっていったらいいんだろうかということで、そうしたらとりあえず小・中学校うんぬんという話が出たんですけども。

側瀬議長 話をして向こうの了解を得ていればいいんだけど、書いてしまって、そうはならないんじゃないのかなというのが。

家塚委員 確かに子ども議会をやるとすれば、町が主でやらしてもらわないとだめだと思うんです。議会は子どもたちをサポートするという役割でやるという考え方なんです、今議長が言うようにこの辺もいろいろ小会議の中で議論があつて、どうするかというのがあったので、またいろんな御意見を聞かせていただければと思います。

西股委員長 それがあつての出前講座というのを、案としては出していたんですよ。そのほかにも何かあれば、親しまれる部分として特に力を入れて何をやっていくのかということで。

側瀬議長 こちら側を明記していないからまだいいんだけど、これを明記するのはもう少し揉んでいかなかったらなかなか書けないと思うよ。主権者教育の推進はいいんだけど、そのほかに身近な議会として何かというものを、具体的なものを今実際に自分たちがやっていることで、本来住民との対話だってみんな同じなんだけどね。身近なものに全部入ってしまうから。お題目が4項目というのもどうなのかというところまでいってしまうのかなと思ったりするので。

西股委員長 みんな横並びのような感じになってしまうんです。

側瀬議長 いや、いいんだけど、具体的に実施可能なものでないと、ちょっとなかなかね。まあこれから揉んでくれるから、ちょっと疑問符を与えただけなので。

西股委員長 いいんです。そうしてもらったほうが我々としては何を協議していくのかという視点が定まってくるので。ですから皆さんもこうやって意見をどんどん出すことによっていいものができると思いますので。

側瀬議長 本当に身近な議会だったら、防災訓練に参加だとか、そういう実際にやっている各イベントに参加して、そこで物事を話す場所をつくるとか。もっとそういう具体的なものにしたほうが、実際に今出て行っているからね。だからもう、逆に言ったらやっていることだったら作況調査だって入れたっていいし。

熊木委員 この身近な議会活動について、ちょうど霧島市議会を視察して来たんですよ。その時に、しゃべり場とは違うんですが、議員とかたろ会というのをやっていて、テーマを設けて、それが発展しているというところすごく私は評価できるなと思ったんですよ。それはテーマを猫のことだとか、自転車のことだとかいろいろ分けてやって、そうしたら関心ある人たちがそこに参加して、その中で出た意見とかを自らその参加した人が上に上げていくような形づくりをしていて、それがやはり主権者教育の最たるものだなと感じたんですよ。それがすぐできるかどうかはわからないんだけど、今ちょうどしゃべり場も始まったばかりですし、何かそういう形で見据えながら何か付けたらいいのかなと感じました。その言葉がまだ今どういうものだとかは示せないんですけども、そう思いました。

佐藤委員 身近な議会活動ということで、主権者教育の推進は、これはこのまますごくいいと思います。それで先ほど議長が言ったように、やはりこれまで議会報告懇談会もそうですし、しゃべり場もそうですし、住民にいろんな所に来てもらうということを主体でやっていたんですけども、やはり議会から地域に赴くとい

うような、例えば行事だとか、いろんなところで身近に議会があるんだよということを住民の方に知らせていけるような、そういうものを項目として入れていったらいいと思います。

側瀬議長 あとは、この重点項目で具体的取組の線を取っ払ってしまうとか。

西股委員長 これは今回のためにつくったものなので、整理しただけなんです。

側瀬議長 逆に言ったらもうこの線を取ってしまえば全部当てはまってしまうので、そういうやり方もあるかなと思ったりはしているんだけど。それをこれにくっつけてしまうと、なかなかお題目だけ増えて、そして取組も増えていくだけの話になってしまうからね。それがいいのかというのもまた話し合ってくれば。

西股委員長 主権者教育という言葉だけが、いろんな重点項目の中でわかりにくいものになってしまったんです。だからこういうところの言葉をどういうふうにするかも話していかなければならないだろうし。

側瀬議長 主権者教育の推進を具体的な取組の中に落とせば、意外にその中身はできるんじゃないかと思うけど。だからこの枠を取っ払ってしまうと全部当てはまるから。

西股委員長 もう一つが、改革項目を4つにしているんだけど、これも住民との対話と議会活動がほとんど一緒になるような形であれば、3つでもいいのかなというのも案の中では考えられるかもしれないです。だからそういう項目ももっと検討していきたいなと思うので。

星委員 議長が先ほどお話されていた枠を取っ払ってということに関連していくと、身近な議会活動の中の、住民との対話の中に入れてしまうとか。

湯本委員 そうすると、項目はいけるけど課題はそれぞれになりますよね。

西股委員長 正直な話、みんな納豆の糸みたいにくっついていてるんだというようなものがこういう形になっているので。どれ一つがという話ではないんですよ。全て関連しているんだということだけは間違いはないですが。どんどん取組だとかを提案してもらえれば、こちらのほうでまた整理しながらというようには思いますので。

側瀬議長 やることの内容はこれができてから決めていけばいい話だから。小・中学校は理解してもらうまでに多分1、2年かかると思うんだよね。まず来年の日程に入れてもらうようにしてもらわなければならないスタイルだから、先生方にしたら働き方改革まで言われるかもしれない。

細川委員 今の関係ではなかったんですけども、情報発信の拡充の、議会だよりの充実のところで、読ませるから見せる広報へという書き方になっているんですが、どんな考え方で見せるという形を考えたんでしょうか。

西股委員長 これは、実際に広報が今読まれている確率よりも、見せるというような感じに持っていくほうが、目が行くのかなと。実際に開成町という所の広報誌を見ると、これで議会の議会だよりのかというような内容なんです。それは何かと云ったら、ほとんど文字は少ないです。それよりもぽんぽん出ているから、見てすぐわかるというような形になっているので、そういうのも一つのやり方かなということです。

細川委員 その考え方を聞いたかったのと、一般的には読まれる広報の作成という言葉がよく使われるので、見せるというのがどういう意味合いだったかなという確認でした。

西股委員長 単純に、一般質問とかで中を読むよりも見出しで読ませるという形も一つのやり方ですね。

細川委員 広報としては、来年に向かって新たに5月号からイメージ変更を図ろうかということで、今後協議なんですけれども、型を破っていくようなこともみんなと相談したいなと。事前にお話はしていて打ち合わせこれからなんです、そういうふうに考えています。

西股委員長 マニフェストの考え方というのはそのようになっているんですが、これもマニフェストとして決定しているわけではないので、そういう中で進めたらどうかという具体的なものを示しただけです。これがそのまま決定するとは限らないということで御理解していただければと思います。

ほかになれば、この点については11月10日までに皆さんからの意見を事務局に提出してください。これでハラスメントの関係と2つほど宿題があると思いますので、よろしくお願いいたします。

(5) 署名の取扱いについて

西股委員長 それでは5番目に、署名の取扱いについてということで事務局のほうから説明させていただきます。

局長 夕張太西団地の署名の今後の取扱いについてということで、平成22年に夕張太小学校の存続を求める署名が出されているんですけれども、その時にどのような対応したかということで若干御説明をさせていただきます。まず、平成22年11月16日に、408名分の署名を添えて夕張太小学校の存続を求める請願が提出されております。その後、同じく平成22年12月7日、30名分の追加署名が提出をされておまして、合計438名分の署名となっております。その後この請願についての審議がされて、年が明けまして平成23年の1月20日、不採択の決定通知が会の代表のほうに出されております。これで一応、この夕張太小学校の存続を求める請願についての件については完結をしているということで、それ以上特に何かしたということはありません。

ちなみに、夕張太西団地の早期造成を求める署名と若干違うのは、夕張太小学校の請願につきましては、署名を添えて同時に請願が出されているということで、今回の夕西につきましては請願が先に出されて、不採択となった後に、署名が翌日出されたというところが違う内容になっております。それから、夕張太西団地の早期造成を求める請願は564筆という形になっております。日付としては、提出日は令和6年10月1日という形になります。

西股委員長 今報告があったとおり、今回564筆の署名が提出されたということで、議会としてこの扱いをどのようにしていくのかと。その辺について今回協議していきたいと思うのですが、協議に入る前に10時40分まで休憩いたします。

(午前10時30分)

(午前10時40分)

西股委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。今回の夕張太から上がっております署名の取扱いについて、どのようにしていくのがよろしいのかということで協議していきたいのですが、何か御意見がある方はいませんか。

家塚委員 署名の取扱いということではないのですが、先般広報特別委員会の中でも私から少しお話をさせていただきまして、この西住環に係る請願が9月30日の本会議で賛成少数で不採択になって、その翌日に署名の提出がなされた。これが町長と議長連名で提出されたということは皆様御存じだと思うのですが、現在署名の提出から約1カ月近く経過しているんですね。また、来月17日に夕張太で懇談会があるのですが、やはり何らかの形で町と話し合う機会をつくったらどうかという考え方なんです。というのは、このままの状態ですら夕張太の懇談会に臨んでも混乱を招くだけで、さらに議会に対する不信感を招くことになるのではないかなというように私は思います。そんなことからいくと、ぜひ来月の夕張太との懇談会前に、町と話し合う場を設けてはどうかという提案であります。以上です。

西股委員長 今、家塚委員から町の考え方を伺ってはどうかというようなことで発言があったわけなんです、それに対して皆さんどのように考えるでしょうか。

星委員 私も家塚さんの意見に賛成します。来月の懇談会までに、一度不採択となった案件なんですけれども、それをそのままにするということはせずに、議会として町に対してどういう働きかけをしたのかということは、懇談会の前にきちんと一歩先に進んだ状態で、やはり住民の方々に説明をしていきたいという私の考えもあります。今までの町の言ってきた状況等をこれからどうしていくのかということ、やはり町にお話をしていく機会を一度設けて町の話聞いて、それを懇談会でお話できるような形を整えていく必要があるのではないかと。私も家塚さんと同じ考えでいます。以上です。

西股委員長 今そういう意見があったわけですが、反対する方はいますか。

熊木委員 反対ではないんですけれども、署名を受け取った時に、町と署名を提出した団体と何か話し合いとかはされたのかどうか、それを聞きたいと思ったのですがどうなんでしょうか。

側瀬議長 何もないです。大体署名は受け取って1カ月くらい放置したからこんなことになっただけの話なので。まあ、町長選もあったからいろんなこともあったんだろうけど、否決してから出されたような言い方はちょっとおかしいから。やはり町が受け取れなかっただけの話なので。そのことをよく考えてやらなければいけないし、そしてあくまでも今そういう結果になって、そして懇談会があるから町と調整しなきゃならないなんていう話も、いかがなものかなというのが自分の考えなので。やはり産経に付託して、そこできちんとした結論を出してくれたんだから。それに基づいて、それを聞いて議員が採決したわけだから。そしてここで懇談会があるからといって、何を言うかはわからないけど真摯に聞いて、それをもって町と懇談するならわかるけど、先に町と懇談して私たちはそうやって言ってきましたからというのは、ちょっと裁量がおかしいと自分は思っている。やはり真摯に出

した答えについて、どうやって言うかわからないけど、懇談会の席で話したほうがいいんじゃないかなと自分は思うんだよね。もう地域住民から、議長は喋らないでねと今から言われているから。そこで答えなんかを自分が大方話したら、議会が出した答えに反しないように話すから、それを向こうは警戒しているんだろうけど、だからといって個人攻撃とかそういう話にはならないので。それだったらはじめからそこで切ってしまうからという話はしてはあるんだけど。多分言われる内容は、そこまで判断したその材料は何かとか、どういうことだという話は聞かれるだろうと思うし、それだけなので。懇談会に向けて対処方法をやるようなことで本当にいいのかなというのは、ちょっと違うのかなと。やはり出したというのはそれだけの重みがあるから。しっかりとそれに対応してくれればいい話で、あとは個人攻撃じゃないので、あれば止めるから心配しないでやってください。

西股委員長 思っているのが、署名が出たというものに対して議会としてはどうなんだろうかというのがあったので。17日に懇談会があるということを飛ばしても、やはりこの署名については、町は何を考えているのかというのは問いただしてもいいだろうし、議会としてもこう考えるというものがあれば、話すのはいいいんじゃないのかなというふうには思うんです。

側瀬議長 そうしたら、町に聞く必要はないと思うよ。町は聞いているから。何もいせんと言っているの。あとは議会でどう思うかだけど、自分が言ったのは、請願は同じ内容、流れで何回出してもいいんだからという話をしたので。ということは、大事な時期に請願は上げられるだろうと。その時に判断してもいいんじゃないかと思うけど。

石川委員 私も請願を審議した立場であるだけにいろいろ考えたところもあったんですけど、それであればやはり改めて町に対してどのような形で考えるかということ、これは請願とはまた別な署名という形での捉え方として、改めて町に問いただす必要もあるのではないかなという感じはしたんです。確かに議会報告懇談会の件もありましょうけども、私としてはそれだったら12月の定例会で一般質問ということも考えたんですが、議長ともいろいろちょっと別なところで相談した中で、やはり深い話なので十分調査しなければいけないということもあるということ、一般質問とするよりは、先ほどの家塚議員の話ではないですけども、議会として一度町と話し合う、懇談するような場を設けて、そのような問いただしに対して答えられるくらいの準備はしておく必要があるのかなというようには思います。議長もいろいろ考えはあるでしょうけども、議会としてはやはり何かしら署名に対しての行動は取らなければいけないかなと思います。

西股委員長 今、署名についての行動はある程度起こしたほうがいいのかという考え方を示しているということです。佐藤さんは。

佐藤委員 署名の取扱いについてということで、今回は西団地の署名ですけど、これまで夕張太小学校の時も署名は上がってきました。ですがそれは定例会の前に上がってきて、今回のケースとはまた違うと思うんですけども、元々署名の取り扱いについては、議会の中で何か規定みたいなものはあるんでしょうか。署名が来た時にはこうするとか、例えば本会議で決まった後に署名が来た時にはこうすると

か、その前ならどうするとか、そういう決め事はないんですか。

西股委員長 先ほど説明しているんだけど、前回は請願とあわせて署名と一緒に提出されているんです。ですから今回みたいに請願が先にきて、請願の回答が出て、それから署名が上がっているというケースとは全然違うということなんです。ですから、請願は請願で不採択として議会で決定して出しているんですが、今度は署名が上がってきている部分について、単純に一度も協議しない部分というのはどうしたらいいですかということなんです。

佐藤委員 今回は西団地だったんですけど、もしかすると今後もこういう形で署名活動が起きるかもしれないという部分では、きちんと対応を決めておいたほうがいいのではないのかなという感じはします。毎回こういうふうにドタバタというか、いろいろな問題が出てくるのであれば、署名の取扱いについては今後考えていったらいいのではないかなというように思います。

それと、個人的には議長が言った意味もわかるんですけども、やはり町が本当にどのように考えているのかということ再度聞いてみたいというのがあるので、そういう部分では町側からの話は聞いてみたいという思いがあります。以上です。

西股委員長 署名が上がって、事前にそういう対応をするうんぬんというのをつくるとい話なんだけど、署名が上がってきたらそれをどうするかという話をするのは当たり前のことだと思うんです。だからマニュアルがどうこうではないと思います。ただ、10月1日に出たものがいろんな理由があって今日まで何もできなかったと。どこの部分でやるかうんぬんもわからないというのもあったので、今回まちづくり特別委員会でやろうかということを出したんです。

佐藤委員 わかりました。

西股委員長 だからやはり署名の上がった段階で、本来だったらやっていかなければならなかったのかなと思うんですけど、ちょっとやる時期がなかったということで後ろにいつてしまいました。まあ、こういうふうにするだとかというのは決まなくてもいいと思うので。

細川委員 私も家塚委員と同じ考えで、やはり町との話し合いはしたほうがいいと思うんですね。なぜかという、私が個人的に思ったのは、前回の行政懇談会の時にその質問が出て、町長は民間の力とかいろんなものを模索しながら今後検討していきたいというようなことを言っていたんですよ。それから1年くらい経っていますので、その辺もあわせた中でやはり町としてどう考えているのかという話は聞いたほうがいいのかなと思います。ですから私は家塚さんの言った案に賛成です。

西股委員長 ほかに何か意見はありますか。

湯本委員 ちょっと議論の中身がよくわからなくて申し訳ありません。一般的に、請願や陳情、署名というのは、一体のものとして扱われるんです。だから一般的に運動する時は、請願を出して、それを聞いてもらって署名を集めてやるのですが、それはあくまでもその結論が出される前にやる行動なんです。だから今回の場合はあれこれ事情はあるんだけど、産経とか本会議の場で結論が出されてから出た署名についてどう扱うかということになれば、簡単な話をすれば無効なんですよ

ね。積み上げと判断はしなければいけないけど、それを特別にどう扱うかということには手続上ならないです。だから常に請願を議会や町に対して出しますと。それをみんなの思いをわかってもらうために署名も追加してつけてくるという、これは一体のものですから、もう既に一つの結論が出て、その後から分かれて出てくるというのは普通あり得ないんですよ。だからそれをやるのであれば、次の機会にもう一度請願とあわせて、その署名分もちゃんと検討するという手続論になるのかなというように思います。僕も市民運動とかでやっている時には札幌市なんかにも出すんですけど、それはもうそれで請願で1回出して、決着が終わった後で署名を受け取るなんてことはしません。また改めて次の定例会なりに出してくださいという形になるので、そこはその手続きがどうなっているのか。いや、それをそこで議論してもう一回何かやるということなら議会ごとのことですけど、一般的にはそういう扱いをされてしまうのでちょっと意味がわからなかったです。

それから、やはり議員個々がそれぞれの判断によって請願についての態度を決めたわけです。だからそれはそれで、今回は議長の言っているように対応すればいいのかなと思うので、事前に町のというのは、逆に言うと向こうからその話が出て、今回懇談で受けた後に含めて町と懇談するというのは、まああり得るのかなというようには思っています。

側瀬議長 いや、逆にいうと大きな話になるから。なんで受けなかったんだという話で。そちらのほうで町にひどい問題が起きるので、たまたまいろんなことがあって受け取りが遅れたけど、そちらのほうで怖いなという気がする。だから生かすのであれば、もう1回請願を出してくれという言い方をしたら一緒になるから。

西股委員長 湯本さんの話は、もう却下の話ですよ。けども実際はもう受け取っていますよということになっているので、それに対してやはり議会としてどうするのかという話がまずひとつだと思うんです。

側瀬議長 中身を変えるというわけにはいかないから、町から聞いて、そしてその答えをとというのは、これまた町に対して自分は失礼じゃないかなという気がするんだけど。

西股委員長 多分答えは出せないですよ。

側瀬議長 けど、もう既に委員長は各課に行っちゃっているわけだから。これとこれの一部採択みたい。けどやはり請願の一部採択はないからね。それ自体もやはり大きな問題だし、議長が付託したんだから、まずそれから行くのが当たり前で、それを飛び越えて行かれたというのも、もう聞きつけているから。だからいろんなことも出てくると思う。言っておいたからいいでしょうって、そんな話にはならないから。だからだめなものはだめ、いいものはいいって。けどまだチャンスはあるよというスタイルじゃないと、やはり住民感情というのはちょっと違うんじゃないかなと。

熊木委員 今の議論を聞いていて、やはりちょっとやる形が違っているんじゃないかなと私は思うんですよ。というのは、先ほど皆さん賛成だと言っているけども、17日に議会報告懇談会をするからその前に町の意見を聞いておくというの

は、やはりあまりにもその請願した立場の人からみればおかしい話だと思うんです。一番はっきりしないといけないのは、町がその署名を受け取った時に、議会ではこういうふうに否決したけど、町としてはどういう考えだということを、そこでしっかり請願者の方たちと話し合うべきでしょう。それをしないというのは私はおかしいと思うんです。だから確かにいろんな意見が出るとは思いますけれども、そこではやはり議会としては、意見を聞かせてくださいあなたの声をというテーマなんだから、そこで真摯にしっかり聞いて、それを町のほうに伝えるなり、その場でも町とも話し合ってくださいということを伝えるべきではないかなと思います。

西股委員長 今皆さん言われている部分というのは、町との話し合いについて賛成反対の部分なんですけど、今度逆にもう一つは請願でなくて、この署名の取扱いについては、10月1日に出して何もしていないんですけど、これに対して議会のほうに尋ねられた時には、議会としては何をやるんですかと。これについてはどういうふうに思っているんですかという部分をもう一度協議させてもらえればと思います。

側瀬議長 受け取った時点で、議会と町と両方で保有してくれと。あとは自分が見ていなかっただけで、署名の部分については議会のほうに提示してあるわけだから、もうみんな見たと思うんですけど。そこでどう思ったかとか、内容についてはみんなわかっているわけだから。やはり今特別委員長が言ったように、うちに上がったその署名に対して、議会としての判断はやはりしておかなければいけないかもしれない。それと町から聞いてどうだという話は、もう十分両方とも呼んで話はしているだろうから。それは全員ではないけど、産経に付託してそこで結論を出してもらっているんだから、それはそれでいいと思って。今やれるのかやれないのか、財政的にどうだとかいろんな食い違いはあるけども、それを聞いてもまた同じだと思うんだよね。だからこの署名の取扱いをどうしたかということだけ明確にして、どうしたんだと聞かれた時にどうするんだという話。いや、みんな閲覧はしましたよって。けどもう結論が出たから、このことについては次につて。だからそのことは自分からもう言っているから。今湯本さんも言ってくれたけど、次のやつを出してもらえなかったら、このことに対しては協議できないんだという話をこっちはしてあるので。それについてはもう納得してくれているから、またこれがそれ以上のことになってくると、また何を協議しているんだということになってしまって、こちらも言ったことに対する答弁が通常のやり方はそうだから、たまたまそれを後から受け取ったとかって、それなら先に出しただろうと言われてたら、何で受け取ってくれないんだという話になって、そこまでいくとまた議論が違う大きな話になってくるから。そしてまた否決しているものを、その一部はいいというような話も、これもまた議会として恥ずかしい話だから。だから一旦ここで終わって、しっかりとまた聞いて、そしてまた上がってきたらしっかり本当にいいかどうかを見て、それぞれ変わらないだろうと思うけども、やはりそれが身近な議会だという気がする。先んじて話を聞くとしたら、その前の産経の聞き取りは一体何だったんだという話なので。

西股委員長 その部分はその部分であると思うんですけども、この署名を町が受

け取って、どのようにやろうとしたのかということを探ねてもいいかなというのはあったんです。

家塚委員 私の説明も誤解を招くような説明だったのですが、基本的に1カ月前に署名を出されて、町もそうですが議会も当然そこでどうするかというのを議論していくわけですから、当然期待はしますよね。ただ、町も議会が請願を不採択にしたという結果は当然わかっているわけだし、議会は議会でそういう結論を出して、ただ、町としてこうやって署名が上がってきてからどう次につなげていくかというのを当然考えていくんだらうと私は期待をしているんです。その期待をやはり議会も共有して、地域住民に知らせるのが議会としての使命ではないかなというように感じます。ただ議会が不採択にしたからそれでいいんだということではないと私は考えます。

側瀬議長 それなら向こうにしたら、また期待するんじゃないかと思うけど。

家塚委員 期待するようなことがあればいいですよ。ですがないかもわかりません。それはきちんと町と話をして、ないのであればないように説明をすればいいんだらうと思うんです。

側瀬議長 ならそれは懇談会が終わってからでいいんじゃないかと思うけど。先にやるといろんなことが起きるので。

西股委員長 そうでもないと思いますが。

側瀬議長 ならやってみればいいんじゃない。

西股委員長 ということで、やってみればということなんですが、いかがですか。

側瀬議長 俺は出ないよ。町は不採択にされて逆に困ったと言っているんだから。まあそうなるよね、こんな署名がきてしまったら、よっぽど考えているって。

西股委員長 まあ、署名が出た部分では考えているとは思いますが。

側瀬議長 そうしたらさっさと受ければよかったのになってしまうので。

西股委員長 その考えというのは、やはり我々もどういうふうに思っているのかというのは確認したいなというのはあると思いますし。

側瀬議長 そうしたらだんだん、町長ではなくて違う人に向かってひどい話も出てくるよね。受けたのかどうかとか。一番両方とも納得するのは、もう時期的なこともあるし、早くできないんだったら、次できるのかできないのかはわからないけど、現状でしっかりと町から聞き取って、またその回答に対して、その署名に対しては出していくしかないと思うんだよね。今の段階では議会としてもこういう判断で切りました。次のことは、また住民運動を起こしてくれとは言わないけども、町に一生懸命皆さん方の気持ちを、これだけ書いてもらった署名に従って、私たちも動きますからって。そういう形ほうが納得してくれるような気がするんだけど。

西股委員長 まず、扱いとしては次回にまだ保留みたいな形にしますよと。それで、もしやるのであればまた請願を出して、それと一緒にやってくださいというような形の回答を議会としてするのかと。

側瀬議長 もう何よりも、町の姿勢はもうお金もないし、皆が言う財政のことではなくて、民間の形でそれも聞いてくれないのかと。それがだめだったらという話

だから。

西股委員長 だからこの署名の取扱いとしては、そういう扱いにしますよと。ただ、町としての今議長が言った部分というのが、署名をもらった段階から町は何を考えているんですかという部分を聞くのであれば、聞いてもいいかなと。それを発言しなければ別にいい話なので。

側瀬議長 いや、町はもっと前から考えているから。そうなってくると、産経の聞き取りはどうだったんだという話になってくるので。

西股委員長 でもそれは降って湧いたような話も半分だろうから。

側瀬議長 いやいやそんなことないって。その時からきちんと話をできているから。そんなことを言ったら結論を出したことに責任を持ってやっていかないと、ころころ変わったら議会が笑われるし。

西股委員長 それはそれ、これはこれと全部やっていって、あとは署名後の町の考えというか。

側瀬議長 今まで署名は結構あったから。一番大きいのは合併の時で、それはもう本会議で結論を出しているの。今回は行ったり来たりしたけど、署名が出るというのは、議会議員はもう知っていたはずなので。ただ、受け取った、受け取っていないじゃなくて、内容はわかるわけだから。それに対しても判断しながら否決したんだから。それを来たからどうだって、署名にある名前が誰かというだけの話だけで、もう必ず来るのはわかっているわけだから。なぜ受け取らないかということを出していったら、今度は町が何で受け取ると言ったのに作画的に受けなかったとか、そんな話になってくるほうがよっぽど町がおかしい話になるので。あとは町が何らかの機会以西団地については住民に説明しなければならないと思うから、それに期待するしかないでしょう。そこの真ん中に議会が行って調整するわけにもいかないから。

西股委員長 調整も何も知らないけども、議会として知っておいてもいいことは知ったほうがいいんじゃないですか。

側瀬議長 それは今うちにちゃんと示すから。だから先に聞いていいものと、悪いものとがいろいろあるから。そうしたらどちらかが今度は悪くなるというだけの話で、本当にいいのかという話で。

星委員 私も懇談会があるから町に意見を聞いていったほうがいいんじゃないかという考えではなく、懇談会があるにしてもないにしても、きちんとこれから前に進むために議会としてどう動いていくのかというところで、町にはちゃんと説明をしてもらいたいという働きかけをしていったほうがいいのではないかと考えています。それで時期的にちょうど17日に懇談会があるということで、その前に話し合いができればタイミングとしてはいいのかなと個人的に考えたんですけども、時期が町としても議会としてもいろんなタイミングがありますので、できなければできないで、今後議会としてその懇談会に合わせる、合わせないは別として、町に働きかけていくのかどうか。その辺では私は働きかけて、町としてちゃんと説明していくべきではないかというようなことを訴えたほうがいいと思うのですが、それは議会としてどのように動くのか知りたいなと思っています。

佐藤委員 私も今星委員が言われたように、懇談会等うんぬんではなくて、定例会で議決されたものがそのあとで署名が町に来て、その署名を町は受け取りましたよね。受け取ったということは、この後どのようにするのかということをやはり聞きたいなと思っています。やはり本来であれば定例会でもう議決されたわけですから、署名が来たからただ受け取っておこうという考えではないと思うんですね。ですからそういう部分では、どういう思いで受け取ったのかというのを聞くべきだと思います。受け止めて、どのようにするのかというところも考えがあれば聞きたいなと思っています。

側瀬議長 署名を受け取らないという話にはならないから、どういう気持ちも何もないし。はっきり言って、これは一歩前進したんだから。多分来年の2月くらいに予算が出ると自分は思っているの。だからその時にも審議できるから、町の思いもそこで伝わるし。請願者がやったことが全く無駄なことではなかったというのが今にわかるので。そういうことまで全部言いたくなかったんだけど。だから町として、今後この署名をどうやって対処するかということの協議だけでいいんだから。今後そうやってきたら協議しましょうとか、そしてもう決まったことについては打ち切って、もう一回請願があったら協議しましょうって。それで話がついているから。それを先に知恵を入れてという話になると、自分みたいにわかっていたら、これを話してしまったら町も何もおかしくなるという話で。だからこういう時は聞き分けよくしてもらわないと。議会も町も悪くならない、住民も悪くならない、だけどやってほしいという気持ちはしっかりと受け止めてやらなければならない話だから。

西股委員長 署名の処理については、今回はということで先ほど言っているんですよ。今回保留にして、次回請願なりを上げた時に一緒にやりましょうと。そういうふうにしましょうということで確か言ったと思うんです。だからそれも皆さんに諮ってはいないんだけど、署名についてだけを考えればそのような処理にすることによって多分いいのかなと思うので。

あとは町がどういう考えを持っているか聞きたいという部分を、前にするか後にするかの話だけなので。

側瀬議長 だから逆に言ったら懇談会の時の対応としては、請願は却下したけども、署名をもらってそれを受けて、議会として何らかを町に働きかけをして予算付けして、財政的なものもいろいろあるからつくる、つくらないではないんだけど、町長が1年前も2年前にも言っている、その調査に早く向かうように仕向けますから見ていてくださいと言うくらいで、自分は済むと思うんだけどね。その時に今やらなきゃだめだとか、相手がどうだというような、あるかないかの話は聞いておきますだけでいいので。それで変なことを言われると、なかなか難しい話だなと自分は思っているんだけど、地元ではそういう話をしているから。

西股委員長 最終的に、どのようにしますか。

側瀬議長 だからこのことについて、今言った答えでやってくればいいんじゃない。もらったから真摯に受け止めますって。

西股委員長 だから、前にやるか後にやるかの話です。

側瀬議長 町とは前にはしないほうがいいと思うよ。

西股委員長 懇談会の後にこのような意見でこうなったよという話で、町のほうでやるかやらないか。それとも前にやったほうがいいのかということです。

側瀬議長 町の答えは自分が先ほど少し言ってしまったので。

西股委員長 そうなんですよ。だから私はやったほうがいいと思うんです。

家塚委員 議長が今言ったとおり、それは公ではないんですよ。だから公のところできちんと全議員が聞いて臨むべきだと思います。

側瀬議長 だから懇談会終わってからやるから。町も出してくるというふうになっているので。

西股委員長 最終的な話を議長はある程度聞いているんだけど、みんなは聞いていないということで、そのギャップが大きいからみんなにオープンして聞いたほうがいいんじゃないかと。

側瀬議長 だけどそれを懇談会前にやるより、住民の声を聞いてから町とやったほうがいいのかなと。ただ議員の単純な感覚で町と話をするんじゃないかと、住民の声もそろえて議会として町と話し合ったというほうが、もっと住民は納得するんじゃないのかなと思うけど。

家塚委員 逆に、議長は聞いているんでしょうけども、そういうことをきちんと1カ月の中で議会も町に対して聞いて、それを持っていったほうが、より議会として信頼されるんじゃないかと思うんです。懇談会で聞いて、それを持ち帰ってというよりも、やはりもう町としての考え方や方向性を議長が聞いているかどうかはわかりませんが、そうであれば、逆にそのほうがいいんじゃないかなと。

側瀬議長 請願を蹴っておいて、そういう話にはならないって。

熊木委員 私は逆だと思います。言っている意味がわからないわけではないんですが、私は賛成だったけども、議会としては否決という形で結論を出したんですから、あとは町がそれにどう答えるかでしょう。それを今のところやっていないでしょう。今議長はいろいろ情報をつかんでいるかもしれないということで、それを小出しに言っているけども、もし町として本当にその方向を決めてやるのであれば、もうさっさと議会に説明しているはずでしょう。それが何もないということは、やはりまだその結論に至っていないと思うんですよ。だから、私は懇談会が今これからあるから、その前に町の意見を聞いておいて、それを聞かれた時に伝えていくというのは、議会本来の姿ではないと思います。それから、もしこういうことになってきたら、また何か問題があった時にはこういう懇談会があるとなったらいちいち町の言い分を聞いて、それを議員が町はこう言っていましたということを伝えるというような、そういう機関ではないはずだと思うので、そこは間違えないほうがいいと思います。

家塚委員 基本的には、今回のこういう大きな問題がしょっちゅうあるわけではないですよ。その場その場で対応していく形だと思うんです。ただ、今回は請願が不採択になったと。それは当然、現実的にそうです。ただ、それから署名が出てきて1カ月経っているわけですから、当然その中で町としてもあのままでいいとは多分思っていないだろうし、方向性として議長に何らかの形で多分伝えているんだ

ろうと思うのですが、それを皆さんで聞かないというのは何か問題があるのかなと。私はそう感じるんですけど、発言していない委員さんの意見を聞いてみたらどうでしょうか。

湯本委員 事実に基づいてというか、現実には起きている経過に基づいて対応するしかないと思うんです。請願が出て、それを議会としてはああいう形で終わらせたんだから、それについてきちんと対応すると。それで、署名についてはそのあとに出されたんだから、一般的に言えば、本来は今回の署名については無効なんだけど、しかしそういういろいろな思いがあるから、保留にして今回は対応するという話でしょう。それをきちんと説明すればいいと思うんですよね。町側がどう考えているのかというのは、町側がそれを受け取っているんだから、それを町がまずやってからの話で、僕は町側と話をするにしても、懇談会終わった後で構わないというか、そのほうが議会の主体性をきちんと維持できていると思っています。

西股委員長 署名の取扱いについては、先ほどから言っているとおり一時保留してやるということでもいいのかなと思うのですが、あとは署名を受けた町がどういうふうにするのかを聞きたいという部分をどうするかという点に絞った中で、高橋さんはどうですか。

高橋委員 署名の取り扱いは今保留と決まったということですよ。

西股委員長 保留なんだけど、請願とあわせて次に出してくれば、それはまたやりますよという話です。今言っているのは、10月1日に署名をもらってから1カ月経つ中で、議会もどうするかという形で今日初めて保留にするというのが決まったと。それで、町は何かアクションがあったんですかということを知る機会を設けるかどうかという話ですね。それが懇談会の前か後ろかという話なので、話を聞くという部分については皆さん賛成しているのかなと思うんですけれども。それが前か後ろかということの考え方を聞きたいということです。

側瀬議長 簡単に言えば、議会は民意を反映させるものだから、公を反映したらだめなので。だから署名が上がってきたから、上がったその当事者たちがいるわけだから。もう一回その署名でやってくれという理由を聞いて、そして今度は公と民の言った部分を踏まえて話して、公が思っていることを聞けば、それでいいと思うんだよね。今みんなは公のほうを忖度しているからおかしい話になるだけで。

西股委員長 そんな忖度という話はありませんが。

側瀬議長 結局そうでしょう。そこから聞いて、いいようにしたいようにしか聞こえないんだけど。

西股委員長 まあ、全員が全員そういうものを知るという部分では、知ってもいいのかなと思うのですが。

側瀬議長 だから後か前かという話で、自分はここまで置いたら後のほうがいいと思うけど。もう町は言っているんだから。

西股委員長 そういう話があるのであれば、やはり公に聞くことも必要なのかなというのが家塚さんの意見だと思います。まあ議長は、忖度するのではなくて後からでもいいんじゃないかということです。

側瀬議長 そのほうがよっぽど話し合いになると思うけど。これを聞いてから行

くと、聞いた話を全くみんな話さなければいいけど、話してしまったら町の代替で話すようなことになって、それでいいのかという話だから。

石川委員 端的に、ある程度いい方向になると期待するならば、前にやらないで後で聞いた中で、町からの代弁者にならないような形で懇談会に対応するような方向でやったほうがいいんじゃないかと私は思います。

側瀬議長 だから住民の皆さんの話を聞いて、これから町と折衝しますからでいいから。

西股委員長 これまでを踏まえて高橋さんはいかがですか。

高橋委員 事前に町から話を聞いてそれを伝達するだけなのであれば、やらなくていいのかなと思います。

西股委員長 では終結させてもらいますけども、これを聞いている限りにおいては、議長はちょっと外しておいても、後からというような意見が多いのかなというように判断するんですけれどもいかがですか。懇談会の後に、これらの話を踏まえて町のほうと協議をするという時間を設けるということで、よろしいでしょうか。

(はいの声)

では、そのような形で取り進めるということでお願いいたします。

(6) その他

西股委員長 それでは、その他のほうで事務局からお願いします。

議事係長 事務局から2点ほどございます。まず1点目が、南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、新旧対照表が資料としてあるかと思っています。こちらは刑法が改正になって、言葉が変わるところで改正が必要になっているものでございます。右側の旧のほうをごらんいただきたいのですが、54条、55条、56条の3条に関して、懲役という言葉がございまして、こちらが刑法の改正に伴って拘禁刑という言葉に置き換わるということで、文言の整理をしたいという意味もありまして、総務課のほうで所管している町の個人情報保護条例のほうとあわせまして、12月の議会に改正として提案したいと考えております。こちらは罰金等が絡んでくるので、現在検察庁のほうに協議を行っております。

もう1点が、ラッキーの関係でございますが、こちらは議員さん宛てにラッキーから文書が来ております。11月25日、オープンの前日になるのですが、プレオープンということで議長をはじめ議会議員の皆さんに店舗のお披露目を兼ねたプレオープンを開催したいということで文書が届いております。こちらは12時から17時の間でいつでも来ていいですよという形にはなっているんですけども、ばらばらに行くのもどうかと思ひまして、できれば行ける方は同じ時間でまとまって行けたらいいのではないかと考えておりまして、そちらもあわせて御協議をよろしくお願ひいたします。

(暫時休憩)

西股委員長 まとまっていくという話なんですけど、14時集合でよろしいですか。(はいの声)

では、行ける方は役場駐車場に14時集合ということでお願いします。

議事係長 出られない方がいらっしゃいましたら事務局までご連絡いただければと思います。

(暫時休憩)

西股委員長 服装は作業着で、略章を付けてくるということでよろしいですか。

(はいの声)

ほかに皆さんのほうから何かありますでしょうか。(なしの声)

それでは以上で特別委員会の議事全てを終了いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時31分 終了)